

東村山市の経費の負担に関する覚書

令和8年10月5日

柳泉園組合

清瀬市

東久留米市

西東京市

東村山市

東村山市の経費の負担に関する覚書

この覚書は、柳泉園組合（以下「組合」という。）、清瀬市、東久留米市、西東京市（以下「関係市」という。）及び東村山市との間で令和８年１０月５日に締結した「柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書」（以下「協定書」という。）第４条の規定による経費の負担について、必要な事項を定めるものとする。

（加入負担金）

第１条 協定書第４条第１項に従い、東村山市が組合に加入するにあたり東村山市が負担すべき経費の額は、次の第１号から第３号までに掲げる額の合計について千円未満を四捨五入した金額、金４，０１６，８８０千円とする。

- （１） 組合の令和６年度財務書類の貸借対照表に計上された純資産額について、土地価額のみを令和８年１月１日現在の固定資産税路線価に基づいて算出した価額に置き換えて再計算し、その額に対し、４で除して得た額

金３，９７５，６４２，７６８円

- （２） 組合の所有する清柳園（清瀬市下宿２丁目５５４番７、５５４番８）において、令和２年度から令和６年度までに清柳園解体事業基金により執行した解体事業に要した総額に対し、４で除して得た額

金３７，２０６，７７３円

- （３） 加入協議に伴う交通量等調査業務及び４市施設整備構想策定支援業務に要した費用の合計額から組合の申請分の「区市町村との連携による環境政策高度化事業」の補助金が交付された場合の当該補助金を差し引いた額

金４，０３０，０００円

（加入負担金の納付）

第２条 前条で定める東村山市が負担する経費については、組合が計画する新清掃施設整備事業における可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの全てが稼働する年度の前年度までに組合に対して納付するものとする。

（加入初年度の単年度負担金）

第３条 協定書第４条第２項に定める負担金は、組合の令和９年度当初予算のうち、次の第１号から第４号までに掲げる予算を４で除して得た額、第５号に掲げる予算を３で除して得た額とする。

- （１） 議会費の総額

- （２） 総務費人件費のうち、組合の議会及び新清掃施設整備事業に係るもの

(3) (仮称)新清掃施設整備基本計画策定支援業務委託料より、補助金等の特定財源を除いた額

(4) 厚生施設指定管理料

(5) 副管理者報酬

2 東村山市は、前項に定める単年度負担金とは別に、東村山市の組合への加入に伴い必要となる議会用のマイク設備、検量カード等の備品及び帳票システムの改修に要した費用を支払うものとする。

(その他)

第4条 この覚書の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、組合、関係市及び東村山市の協議により定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、組合、関係市及び東村山市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年10月5日

東京都東久留米市下里4丁目3番10号

柳泉園組合代表者 管理者 富田 竜馬



東京都清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市代表者 市長 原田 ひろみ



東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市代表者 市長 富田 竜馬



東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市代表者 市長 池澤 隆史



東京都東村山市本町1丁目2番地3

東村山市代表者 市長 渡部 尚

